様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日2025年5月28日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）あーちけいえいさぽーと  一般事業主の氏名又は名称 アーチ経営サポート  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名  住所　〒160-0023　東京都新宿区西新宿3-3-13 西新宿水間ビル６F  法人番号  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXに対する取り組み | | 公表日 | 2024年3月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://arch-rmc.com/dx\_initiatives/  **項目名：DXに対する経営ビジョン** | | 記載内容抜粋 | 中堅・成長企業のデジタル化・DX化を支援し、業務プロセス改善だけでなく、製品・サービス・ビジネスモデルの変革、組織・企業文化の改革を総合的にサポート。経営戦略とデジタル戦略の融合により、お客様の競争優位性確立を目指す。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表者が策定 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXに対する取り組み | | 公表日 | 2024年3月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://arch-rmc.com/dx\_initiatives/  **項目名：DX戦略** | | 記載内容抜粋 | 当事務所では、現行業務のデジタル化を進めると同時に、蓄積されたデータの利活用とAIの導入により、業務の高付加価値化を図っている。顧客満足度調査の結果はデータベース化され、サービス改善に役立てられている。また、マーケティングオートメーションツールが導入されており、見込み客や既存顧客の属性に応じて、最新のマーケティングトレンドやAI/ITの活用事例、補助金情報など、メールマガジンなどの手段を通じて有用な情報が発信されている。効率化だけでなく、データとAIを活用した新たな価値創出を目指しており、昨今のトレンドである生成AIも自社サービスの品質向上に積極的に活用している。業務プロセスの可視化、データ分析基盤の構築、AI活用場面の特定など、お客様企業のビジネスモデル変革を支援している。当事務所では、デジタル技術とデータ・AIの力を最大限に活かし、お客様のビジネス成長と競争力強化に貢献してまいる所存である。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表者が策定 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://arch-rmc.com/dx\_initiatives/  **項目名：DX戦略組織体制及び人材育成** | | 記載内容抜粋 | DX推進にあたり、以下の二点を重視します。   1. 代表である中小企業診断士を中心とした専門チームを編成し、IT・DX・AI分野での強みを活用する 2. 協力パートナーへのDXスキル研修を実施し、外部コンサルタントとの協力体制を構築して定期的に意見交換を行い、DX人材を育成する   さらに、外部コンサルタントとの連携のもと、DX戦略を推進できる人材と協働し、クラウドを活用したDX戦略の実行を支援します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://arch-rmc.com/dx\_initiatives/  **項目名：DX戦略における環境整備及び情報公開の方針** | | 記載内容抜粋 | 最新IT・AI活用を推進。全業務のクラウド化で場所を問わないサービス提供と生産性向上を図る。SECURITY ACTIONに基づきセキュリティ強化。顧客許可の下、DX化支援事例をWEBサイトで積極的に公開。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXに対する取り組み | | 公表日 | 2024年3月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://arch-rmc.com/dx\_initiatives/  **項目名：戦略の達成状況に係る指標の決定** | | 記載内容抜粋 | DX戦略の達成状況を評価・改善するため、「代表の中小企業診断士を中心とした専門チームによる、デジタル技術やデータ活用に精通した人材の数」を目標とした指標を設定しています。この指標には協業する外部の連携パートナー人材も含めます。また、クラウド外で管理されている業務プロセスを四半期に1回見直しをかけ、全業務のクラウド化を維持します。 また、 ①MAツール活用による顧客エンゲージメント向上 ②CS調査データでのサービス改善 を図ります。  MA活用のKPIはメールマガジンの開封率・CV率改善 顧客満足度改善のKPIは、NPSアンケート結果で7以上の評価を獲得することとを目指します。  **DX戦略達成度を評価する主要KPI** **①顧客エンゲージメント向上（MAツール関連）**   * 2025年度メール開封率：**25％ → 35％**（2026年度目標） * 2025年度クリック率：**3.8％ → 5.0％**（2026年度目標）   **②サービス改善サイクル（CSデータ活用関連）**   * NPS：**＋7pt**（26年度目標＋7pt） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年3月10日 | | 発信方法 | WEBサイト https://arch-rmc.com/dx\_initiatives/  **項目名：DX戦略における環境整備及び情報公開の方針** | | 発信内容 | 実務執行統括責任者として、アーチ経営サポート代表であり中小企業診断士の鈴木が中心となり、顧客の許可が取れていることを前提としたDX化支援事例や、最新のAI・ITの情報を自らのWEBサイトを通じて積極的に公開します。  また、戦略の達成状況にかかる指標については、四半期ごとに更新を図り、KPI進捗と次期施策を明示します。  参考：戦略の達成状況に係る指標の決定  https://arch-rmc.com/dx\_initiatives/ |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年3月 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いた課題把握を行いました。自己診断結果入力サイトへ入力済です。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年8月 | | 実施内容 | 情報セキュリティ基本方針を定めると共にSECURITY ACTION(二つ星)を宣言済み https://arch-rmc.com/office/ |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。